

◎地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第一条関係】	一
○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第二条関係】	二三
○消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）（抄）【第三条関係】	二四
○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）【第四条関係】	二五
○労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）【第五条関係】	二八
○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）【第六条関係】	三五
○職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）（抄）【第七条関係】	四一



◎地方公務員法等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条―第十四条の二）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の三）</p> <p>第四節～第八節 〔略〕</p> <p>第九節 雑則（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現に資</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章〔略〕</p> <p>第三章 職員に適用される基準</p> <p>第一節 通則（第十三条・第十四条）</p> <p>第二節 〔略〕</p> <p>第三節 人事評価（第二十三条―第二十三条の四）</p> <p>第四節～第八節 〔略〕</p> <p>第九節 職員団体（第五十二条―第五十六条）</p> <p>第四章・第五章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、地方公共団体の人事機関並びに地方公務員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護並びに団体等人事行政に関する根本基準を確立することにより、地方公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨</p>

することを目的とする。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一・二 [略]

三 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 職員に関する人事行政の公正を確保するため必要な範囲において、人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

[削る]

五 [略]

六 第三十八条の規定による営利企業への従事等の制限に関すること。

七 第三十八条の二の規定による再就職者による依頼等の規制及び第三十八条の三から第三十八条の五までの規定による措置に関すること。

[削る]

の実現に資することを目的とする。

(人事委員会又は公平委員会の権限)

第八条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

一・二 [略]

三 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

四 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

五 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

六 [略]

[新設]

七 削除

八 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。

八〇十 〔略〕

十一 前各号に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属させられた事務

2 〔略〕

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 〔略〕

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。第六十一条第一号において同じ。）若しくはその写しの提出を求めることができる。

7 〔略〕

8 第一項第八号及び第九号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属させられた権限に基づく人事

九〇十一 〔略〕

十二 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

2 〔略〕

3 人事委員会は、第一項第一号、第二号、第六号、第八号及び第十二号に掲げる事務で人事委員会規則で定めるものを当該地方公共団体の他の機関又は人事委員会の事務局長に委任することができる。

4 人事委員会又は公平委員会は、第一項第十一号又は第二項第三号に掲げる事務を委員又は事務局長に委任することができる。

5 〔略〕

6 人事委員会又は公平委員会は、法律又は条例に基づくその権限の行使に必要があるときは、証人を喚問し、又は書類若しくはその写の提出を求めることができる。

7 〔略〕

8 第一項第九号及び第十号又は第二項第一号及び第二号の規定により人事委員会又は公平委員会に属せしめられた権限に基づく人事

委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 〔略〕

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第十六条各号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 〔略〕

8 委員は、第十六条第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その職を失う。

9 11 〔略〕

12 第三十条から第三十六条まで、第三十七条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条並びに第三十七条第二項及び第三項の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

委員会又は公平委員会の決定（判定を含む。）及び処分は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める手続により、人事委員会又は公平委員会によつてのみ審査される。

9 〔略〕

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第九条の二 〔略〕

2 〔略〕

3 第十六条第一号、第二号若しくは第四号のいずれかに該当する者又は第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者は、委員となることができない。

4 5 7 〔略〕

8 委員は、第十六条第一号、第三号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

9 11 〔略〕

12 第三十条から第三十八条までの規定は常勤の人事委員会の委員の服務について、第三十条から第三十四条まで、第三十六条及び第三十七条の規定は非常勤の人事委員会の委員及び公平委員会の委員の服務について、それぞれ準用する。

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第三号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(人事行政の原則)

第十三条の二 職員に関する人事行政は、全体の奉仕者としての職員の職務遂行が確保されるよう、公正に行われなければならない。

(情勢適応の原則)

第十四条 [略]

[削る]

(労働関係に関する制度)

第十四条の二 勤務条件に関する団体交渉及び団体協約その他の職員の労働関係に関する制度は、法律によつてこれを定める。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、職員となり、又は

(平等取扱いの原則)

第十三条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条第四号に該当する場合を除くほか、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

[新設]

(情勢適応の原則)

第十四条 [略]

2| 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。

[新設]

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合

競争試験若しくは選考を受けることができない。

一・二 〔略〕

〔削る〕

三 〔略〕

（採用試験の目的及び方法）

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを客観的かつ多角的に判定できるものでなければならない。

2 〔略〕

（条件付採用）

第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。次項、第二十二條の四第一項及び第二十二條の五第一項において同じ。）で定める

を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一・二 〔略〕

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十條から第六十三條までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 〔略〕

（採用試験の目的及び方法）

第二十条 採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る職についての適性を有するかどうかを正確に判定することをもつてその目的とする。

2 〔略〕

（条件付採用）

第二十二條 職員の採用は、全て条件付のものとし、当該職員がその職において六月の期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。この場合において、人事委員会等は、人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。第二十二條の四第一項及び第二十二條の五第一項において同じ。）で定めるところ



ところにより、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。

2| 前項の規定は、職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他の業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者（以下この項及び第二十九条第二項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）その他人事委員会規則で定める場合には、適用しない。

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 〔略〕

2 6 〔略〕

7 会計年度任用職員に対する前条第一項の規定の適用については、同項中「六月」とあるのは、「二月」とする。

により、条件付採用の期間を一年を超えない範囲内で延長することができる。

〔新設〕

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 〔略〕

2 6 〔略〕

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「二月」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二條の四 [略]

2 5 [略]

6 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

[削る]

(職員等の給与についての調査研究等)

第二十六條 人事委員会は、給与改定の円滑な実施に資するため、

職員及び民間事業の従事者の給与について、随時、他の人事委員会と緊密に連携して調査研究を行い、その結果を公表するものとする。

(降任、免職、休職等)

第二十八條 [略]

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二條の四 [略]

2 5 [略]

6 第一項の規定による採用については、第二十二條の規定は、適用しない。

(人事評価に関する勧告)

第二十三條の四 人事委員会は、人事評価の実施に関し、任命権者に勧告することができる。

(給料表に関する報告及び勧告)

第二十六條 人事委員会は、毎年少くとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。

(降任、免職、休職等)

第二十八條 [略]

2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、

その意に反して、これを休職することができる。

一・二 〔略〕

三 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となつた場合

四 前三号に該当することにより休職とされた職員が復職した場合その他これらに類するものとして条例で定める場合において定数に欠員がないとき。

3 〔略〕

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。

（懲戒）

第二十九条 〔略〕

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等となるため退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続きいて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項に

その意に反して、これを休職することができる。

一・二 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

3 〔略〕

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

（懲戒）

第二十九条 〔略〕

2 職員が、任命権者の要請に応じ当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものを使用される者（以下この項において「特別職地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職

において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3・4 [略]

(団結権の制限及び争議行為等の禁止)

第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

2 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に對して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。また、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、

地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職地方公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。次項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、当該職員に対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。

3・4 [略]

(争議行為等の禁止)

第三十七条 [新設]

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に對して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、

し、唆し、若しくはあおつてはならない。

3| [略]

(研修)

第三十九条 [略]

2・3 [略]

[削る]

第九節 雑則

(団結権を制限される職員の勤務条件)

第五十二条 第三十七条第一項に規定する職員の勤務条件は、当該職員の職務の特殊性及び他の職員の勤務条件との均衡を考慮して定めるものとする。

そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2| [略]

(研修)

第三十九条 [略]

2・3 [略]

4| 人事委員会は、研修に関する計画の立案その他研修の方法について任命権者に勧告することができる。

第九節 職員団体

(職員団体)

第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2| 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3| 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その

他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4| 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5| 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第五十三条 職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

2| 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。

一| 名称

第五十三条から第五十六条まで 削除

- 
- 二 目的及び業務
  - 三 主たる事務所の所在地
  - 四 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
  - 五 理事その他の役員に関する規定
  - 六 第三項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
  - 七 経費及び会計に関する規定
  - 八 他の職員団体との連合に関する規定
  - 九 規約の変更に関する規定
  - 十 解散に関する規定
- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数（役員選挙については、投票者の過半数）によつ
-

て決定される旨の手續を定め、且つ、現実に、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

- 4| 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていないことを妨げない。

- 5| 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

- 6| 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない



事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が第九項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日を超えない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。

7| 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

8| 第六項の規定による登録の取消しは、当該処分取消しの訴えを提起することができる期間内及び当該処分取消しの訴えの提起があつたときは当該訴訟が裁判所に係属する間は、その効力を生じない。

9| 登録を受けた職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

10| 登録を受けた職員団体は、解散したときは、条例で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

第五十四条 削除

## (交渉)

第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、

役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7| 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができるとする。

8| 本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。

9| 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい、触れない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。

10| 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。

11| 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事すること

- ができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつばらに従事する場合は、この限りでない。
- 2| 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。
- 3| 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第五項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を超えることができない。
- 4| 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつばらに従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。
- 5| 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。
- 6| 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。第十九条から第二十三条まで、第二十四条第二項、第二十六条、第二十七条の二十二から第二十七条の二十六まで、第二十九条及び第三十条の規定を除く。）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 5 〔略〕

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 〔略〕

四 何人たるを問わず、第三十七条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行

(不利益取扱の禁止)

第五十六条 職員は、職員団体の構成員であること、職員団体を結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと又は職員団体のために正当な行為をしたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び最低賃金法（昭和三十四年法律第三百三十七号）並びにこれらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しない。

2 5 〔略〕

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 三 〔略〕

四 何人たるを問わず、第三十七条第一項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行

為を企てた者

五 〔略〕

附則

〔削る〕

〔定年の特例〕

20| 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十八条の六第二項の条例で定める定年に関しては、国の職員につき定められている当該期間における定年に関する特例を基準として、条例で特例を定めるものとする。

21| 第二十八条の六第三項の規定に基づき地方公共団体における当該職員の定年について条例で別の定めをしている場合には、令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における当該

為を企てた者

五 〔略〕

附則

〔職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例〕

20| 第五十五条の二の規定の適用については、職員の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もつて公務の能率的な運営に資するため、当分の間、同条第三項中「五年」とあるのは、「七年以下の範囲内で人事委員会規則又は公平委員会規則で定める期間」とする。

21| 〔略〕

22| 〔略〕

定年に関し、条例で特例を定めることができる。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

(任用及び給与に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認)

22 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員その他この項の規定による情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員を除く。以下この項において同じ。）が条例で定める年齢に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない職員として条例で定める職員にあつては、条例で定める期間）において、当該職員に対し、条例で定めるところにより、当該職員が当該条例で定める年齢に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

23 前項の情報の提供及び意思の確認を行わない職員として条例で定める職員は、国家公務員法附則第九条に規定する情報の提供及び意思の確認を行わない職員を基準として定めるものとする。

23  
〔略〕

24  
〔略〕

24 附則第二十二項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

(不利益処分に関する説明書の交付の特例)

25 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合における第四十九条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は他の職への降任等に伴い降給をする場合」とあるのは、「他の職への降任等に伴い降給をする場合又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年の引上げに伴う給与に関する特例措置により降給をする場合」とする。

25 附則第二十三項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法附則第九条に規定する年齢を基準として定めるものとする。

26 〔略〕



○地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止）</p> <p>第三十七条 警察職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>（団結権の制限及び争議行為等の禁止）</p> <p>第三十七条 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。</p> <p>2・3 〔略〕</p>

改正案

現行

第十七条 削除

（消防職員委員会）

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員（委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。）のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章〔略〕</p> <p>第六章 労働組合（第二十九条）</p> <p>第七章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（条件付任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法<u>第二十二</u>条<u>第一項</u>に規定する採用については、<u>同項中</u>「六月」とあるのは「一年」として<u>同項</u>の規定を適用する。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十条</u>に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で<u>地方公務員法第二十二</u>条<u>第一項</u>（<u>同法第二十二</u>条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章〔略〕</p> <p>第六章 職員団体（第二十九条）</p> <p>第七章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（条件付任用）</p> <p>第十二条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「小学校等」という。）の教諭、助教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教諭等」という。）に係る地方公務員法<u>第二十二</u>条に規定する採用については、<u>同条中</u>「六月」とあるのは「一年」として<u>同条</u>の規定を適用する。</p> <p>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）<u>第四十条</u>に定める場合のほか、公立の小学校等の校長又は教員で<u>地方公務員法第二十二</u>条（<u>同法第二十二</u>条の二第七項及び前項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつてゐる者が、引き続き同一都道府県内の公立の小学校等の校長又は教員に任用された場合には、その任</p>

その任用については、同法第二十二條第一項の規定は適用しない。

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九條 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十條の根本基準の実施に關し必要な事項は、前條第一項並びに同法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條第二項及び第三項並びに第三十八條に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

## 第六章 労働組合

第二十九條 地方公務員の労働關係に關する法律(令和五年法律第

号)第五條の規定の適用(同條の規定による労働組合の認証のうち都道府県に係るものに係る適用に限る。)については、当該都道府県が設置する学校の職員又は当該都道府県内の県費負担教職員が全ての組合員の過半数を占める同法第二條第二号に規定する労働組合(当該都道府県が設置する学校の職員が全ての組合員の過半数を占めるものを除く。)は、当該都道府県に属する職員が全ての組合員の過半数を占める同号に規定する労働組合とみなす。

用については、同法第二十二條の規定は適用しない。

(大学の学長、教員及び部局長の服務)

第十九條 大学の学長、教員及び部局長の服務について、地方公務員法第三十條の根本基準の実施に關し必要な事項は、前條第一項並びに同法第三十一條から第三十五條まで、第三十七條及び第三十八條に定めるものを除いては、評議会の議に基づき学長が定める。

## 第六章 職員団体

(公立学校の職員の職員団体)

第二十九條 地方公務員法第五十三條及び第五十四條並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第七十一号)附則第二條の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二條第一項に規定する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。)は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2| 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲

戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

改正案

現行

<p>（委員の任命等） 第十九条の三〔略〕</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、<u>最高裁判所</u>、<u>行政執行法人</u>（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）、<u>地方公共団体の長等</u>（地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）第四条第三項に規定する地方公共団体の長等をいう。第十九条の十二第三項において同じ。）、<u>地方公営企業</u>（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第一号に規定する地方公営企業をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この項、第十九条の十第一項及び第十九条の十二第三項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合、国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）第五条第</p>	<p>（委員の任命等） 第十九条の三〔略〕</p> <p>2 使用者委員は使用者団体の推薦（使用者委員のうち七人については、各省各庁の長（内閣総理大臣、各省大臣及び会計検査院長並びに宮内庁長官及び各外局の長をいう。）、<u>最高裁判所</u>又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号））第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下この項、次条第二項第四号及び第十九条の十第一項において同じ。）の推薦）に基づいて、労働者委員は労働組合又は国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第<u>号</u>）第五条第七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、<u>同条第七項</u>に規定する認証された労働組合又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を</p>
--	--

七項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する認証された労働組合又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦（労働者委員のうち七人については、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合、行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する職員（以下この章において「行政執行法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合、地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合又は地方公営企業の地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第四号に規定する職員（第十九条の十第一項において「地方公営企業職員」という。）若しくは特定地方独立行政法人の同号に規定する職員（同項において「特定地方独立行政法人職員」という。）が結成し、若しくは加入する労働組合の推薦）に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6 [略]

（地方調整委員）

得て、内閣総理大臣が任命する。

3～6 [略]

（地方調整委員）

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争、地方公務員の労働関係に関する法律第三十三条に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて同法第十二条第一項の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、地方公営企業とその地方公営企業職員との間に発生した紛争、特定地方独立行政法人とその特定地方独立行政法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項、国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員の労働関係に関する法律第二十条の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 〔略〕

（都道府県労働委員会）

第十九条の十 中央労働委員会に、国家公務員の労働関係に関する法律第三十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）に規定する関係当事者の間に発生した紛争であつて国家公務員の労働関係に関する法律第十三条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定に基づいて団体協約を締結することができる事項に係るもの、行政執行法人とその行政執行法人職員との間に発生した紛争その他の事件で地方において中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項若しくは国家公務員の労働関係に関する法律第二十一条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による手続に参加させるため、使用者、労働者及び公益をそれぞれ代表する地方調整委員を置く。

2・3 〔略〕

（都道府県労働委員会）



第十九条の十二〔略〕

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十五人、各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人以上の偶数の人数を加えた数のものをもつて組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体、地方公共団体の長等、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項に規定する認証された労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得た者のうちから都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における公益委員の定数から一を減じた数の二分の一以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から三を減じた数の二分の一の者が既に属している政党に新たに属するに至つた公益

第十九条の十二〔略〕

2 都道府県労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各十三人、各十一人、各九人、各七人又は各五人のうち政令で定める数のものをもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、当該政令で定める数に使用者委員、労働者委員及び公益委員各二人を加えた数のものをもつて組織することができる。

3 使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する。

4 公益委員の任命については、都道府県労働委員会における別表の上欄に掲げる公益委員の数（第二項ただし書の規定により公益委員の数を同項の政令で定める数に二人を加えた数とする都道府県労働委員会にあつては当該二人を加えた数）に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数以上の公益委員が同一の政党に属することとなつてはならない。

5 公益委員は、自己の行為によつて前項の規定に抵触するに至つたときは、当然退職するものとする。

委員を直ちに罷免するものとする。

6| 都道府県知事は、公益委員のうちその定数から一を減じた数の二分の一以上の者が同一の政党に属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に属する者が公益委員の定数から三を減じた数の二分の一になるように、都道府県の議会の同意を得て、公益委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係に異動のなかつた委員を罷免することはできないものとする。

7| 第十九条の二第四項、第十九条の三第三項、第四項及び第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第三項中「国会」とあるのは「都道府県の議会」と、「衆議院の解散」とあるのは「解散」と、「両議院の」とあるのは「その」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「前項」とあるのは「第十九条の十二第三項」と、「厚生労働大臣が使用者委員及び労働者委員の同意を得て作成した委員候補者名簿に記載されている」とあるのは「使用者委員及び労働者委員の同意を得た」と、同条第四項中「国会で両議院の」とあるのは「議会でその」と、「両議院」とあるのは「議会」と、「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項た

〔新設〕

6| 第十九条の二第四項、第十九条の三第六項、第十九条の四第一項、第十九条の五、第十九条の七第一項前段、第二項及び第三項、第十九条の八、第十九条の九並びに前条第一項の規定は、都道府県労働委員会について準用する。この場合において、第十九条の三第六項ただし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員及び労働者委員にあつては中央労働委員会の同意を得て、公益委員にあつては両議院」とあるのは「都道府県労働委員会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「使用者委員又は労働者委員」とあるのは「都道府県労働委員会の委員」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

だし書中「三人以内は」とあるのは「二人以内は、条例で定めるところにより」と、第十九条の七第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「両議院」とあるのは「都道府県の議会」と、同条第三項中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び地方公務員の労働関係に関する法律第六条第二項又は第十九条第三項の規定により公益委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 [略]

[削る]

(抗告訴訟の取扱い等)

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいい、第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。次項において同じ。）に係る行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

2 [略]

別表（第十九条の十二関係）

十五人	七人
-----	----

五人	七人	九人	十一人	十三人
二人	三人	四人	五人	六人

○地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）（抄）【第六条関係】（傍線部分は改正部分）

改正案  
現行

（他の法律との関係）

第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第八条の三から第十二条まで、第十五条、第十八条、第二十一条、第二十六条第四項、第三十条、第三十一条の二、第三十一条の五及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。

（組合のための職員の行為の制限）

第六条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項ただし書の規定により組合の役員として専ら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第七条第一項ただし書の規定により同項ただし書に規定する認証された労働組合の業務に専ら従事したことがある職員については、五年からその専ら従事した期間を控除した期間）を越えることができない。

（他の法律との関係）

第四条 職員に関する労働関係については、この法律の定めるところにより、この法律に定めのないものについては、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書、第八条及び第十八条の規定を除く。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第九条、第十八条、第二十六条第四項、第三十条及び第三十五条の二から第四十二条までの規定を除く。）の定めるところによる。

（組合のための職員の行為の制限）

第六条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつばら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて五年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつばら従事したことがある職員については、五年からそのもつばら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4・5 [略]

(中央労働委員会における事務の処理)

第十三条の二 中央労働委員会が次条第一項、第十四条第三号及び第四号並びに第十五条第三号の労働委員会の決議、次条第二項の労働委員会の同意その他政令で定める労働委員会の事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、国家公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第六条第一項に規定する国家公務員担当公益委員（第十四条の二及び第十五条の二において「国家公務員担当公益委員」という。）、同法第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当使用者委員」という。）及び同項に規定する国家公務員担当労働者委員（第十四条の二及び第十五条の三において「国家公務員担当労働者委員」という。）のみが参与する。この場合において、中央労働委員会の事務の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

(あつせんの実施等)

第十三条の三 労働委員会は、地方公営企業等とその職員との間に発生した紛争について、関係当事者の双方若しくは一方の申請又は労働委員会の決議により、あつせんを行うことができる。

4・5 [略]

[新設]

[新設]

2| 前項のあつせんは、労働委員会の会長が地方公務員の労働関係に関する法律第三十六条第一項に規定する名簿に記載されている者のうちから指名するあつせん員又は労働委員会の同意を得て労働委員会の会長が委嘱するあつせん員によつて行う。

3| 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、あつせん員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちからあつせん員を指名することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(調停委員の指名)

第十四条の二 公益を代表する調停委員は労働委員会の公益を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員)又は特別調整委員のうちから、地方公営企業等を代表する調停委員は労働委員会の使用者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員)又は特別調整委員のうちから、職員を代表する調停委員は労働委員会の労働者を代表する委員(中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員)又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

[新設]

2| 労働組合法第十九条の十第一項に規定する地方において中央労働委員会が処理すべき事件として政令で定めるものについては、中央労働委員会の会長は、前項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する地方調整委員のうちから、調停委員を指名する。ただし、中央労働委員会の会長が当該地方調整委員のうちから調停委員を指名することが適当でないとする場合は、この限りでない。

(仲裁委員の指名)

第十五条の二 仲裁委員は、労働委員会の公益を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当公益委員）又は特別調整委員のうちから、労働委員会の会長が指名する。

(労使委員等の意見陳述)

第十五条の三 関係当事者のそれぞれが指名した労働委員会の使用者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当使用者委員）又は特別調整委員及び労働委員会の労働者を代表する委員（中央労働委員会にあつては、国家公務員担当労働者委員）又は特別調整委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

附則

[新設]

[新設]

附則



5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のもに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第五項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 前項の場合において、労働組合法第十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「若しくは特定地方独立行政法人」とあるのは「特定地方独立行政法人」と、「特定地方独立行政法人職員」とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。）とあるのは「特定地方独立行政法人職員」という。）若しくは同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員」とする。

〔削る〕

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外のもに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに關し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第五項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

7 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

〔略〕

8 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

〔削る〕

9|

〔略〕 地方公務員法の一部を次のように改正する。 〔略〕

改正案

現行

<p>公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与</p> <p>第一節〜第三節〔略〕</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人である公務員労働組合への移行（第五十六条）</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公務員労働組合等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、公務員労働組合等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>（定義）</p>	<p>職員団体等に対する法人格の付与に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 職員団体等に対する法人格の付与</p> <p>第一節〜第三節〔略〕</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節〔略〕</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体等への移行（第五十六条）</p> <p>第四章〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、職員団体等が財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務を運営することに資するため、職員団体等に法律上の能力を与えることを目的とする。</p> <p>（定義）</p>
---	--

第二条 この法律において「公務員労働組合等」とは、公務員労働組合（国家公務員労働組合及び地方公務員労働組合をいう。以下同じ。）及び混合連合団体をいう。

2 〔略〕

3 この法律において「地方公務員労働組合」とは、地方公務員の労働関係に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員労働組合、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。

2 〔略〕

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体の連合団体（国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体であるものを除く。）

二 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体及び国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）による国会職員の組合又は労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国家公務員の労働関係に関する法律第二条第一号の職員（以下「一般職の国家公務員」という。）の数、裁判所職員（裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。）の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員（以下「非現業の一般職の地方公務員」という。）の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である公務員労働組合等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた公務員労働組合（以下「申出法人である公務員労働組合」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた公務員労働組合等（以下「登記法人である公務員労働組合等」という。）をいう。

## 第二章 公務員労働組合等に対する法人格の付与

### （法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる公務員労働組合は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ

る。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された国家公務員労働組合 中央労働委員会

- 二 地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証された地方公務員労働組合 当該認証をした都道府県労働委員会

2 公務員労働組合等（前項各号に掲げる公務員労働組合を除く。次条から第十条の二までにおいて同じ。）で、規約について認証機

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体（以下「法人である登録職員団体等」と総称する。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

## 第二章 職員団体等に対する法人格の付与

### （法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関に申し出ることにより法人となることができ

る。

- 一 国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証された労働組合 中央労働委員会

- 二 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規

関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする公務員労働組合等は、中央労働委員会規則で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、中央労働委員会規則で定めるところにより、当該規約を認証し、当該公務員労働組合等にその旨を通知しなければならない。

一 [略]

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、全ての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない公務員労働組合等で全国的規模をもつもの又は連合団体である公

約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

(認証の申請)

第四条 規約について認証を受けようとする職員団体等は、命令(第九条第一項第一号又は第四号の職員団体等に係る事項については、中央労働委員会規則とする。以下同じ。)で定めるところにより、申請書及び規約を認証機関に提出しなければならない。

(認証)

第五条 認証機関は、前条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。

一 [略]

二 規約の変更、役員選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団

務員労働組合等にあつては、全ての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

### 三 〔略〕

#### （認証の拒否）

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該公務員労働組合等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

#### （規約の変更の届出）

第七条 公務員労働組合等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、中央労働委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員を選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。

### 三 〔略〕

#### （認証の拒否）

第六条 認証機関は、規約に法令の規定に違反する事項が記載されているとき、又は当該職員団体等が、第八条の規定により認証を取り消され、その取消しの効力が生じた日から三年を経過しないものであるときは、認証を拒否しなければならない。

#### （規約の変更の届出）

第七条 職員団体等は、第五条の規定により認証を受けた規約の記載事項に変更があつたときは、命令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を認証機関に届け出なければならない。

## (認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、中央労働委員会規則で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員労働組合が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 [略]

四 その他当該公務員労働組合等が公務員労働組合等でなくなつたとき。

五 [略]

六 当該公務員労働組合等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該公務員労働組合等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 [略]

## (認証機関)

## (認証の取消し)

第八条 認証機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、命令で定めるところにより、第五条の規定による認証を取り消すことができる。

一 国家公務員労働組合又は地方公務員職員団体が一般職の国家公務員、裁判所職員又は非現業の一般職の地方公務員が組織する団体又はその連合体でなくなつたとき（混合連合団体となつた場合を除く。）。

二・三 [略]

四 その他当該職員団体が職員団体等でなくなつたとき。

五 [略]

六 当該職員団体等について規約の規定中第五条第二号又は第三号に規定する手続等に係る部分に適合しない事実があつたとき。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該職員団体等から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 [略]

## (認証機関)



第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる公務員労働組合等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 〔略〕

二 一の都道府県内の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員労働組合 当該都道府県労働委員会

三 前号の地方公務員労働組合以外の地方公務員労働組合 政令で定める都道府県労働委員会

四 〔略〕

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める都道府県労働委員会

2 〔略〕

3 都道府県労働委員会は、公益を代表する委員の全員をもつて構成する合議体に、第一項の認証機関としての事務の処理を行わせ、当該合議体のした処分をもつて都道府県労働委員会の処分とする。ただし、事件が重要と認められる場合その他当該合議体が処分をすることが適当であると認められる場合を除き、条例で定めるところにより、会長が指名する公益を代表する委員五人又は七人をもつて構成する合議体に、当該事務の処理を行わせることができる。

4 中央労働委員会及び都道府県労働委員会は、前二項の規定によ

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一 〔略〕

二 一の地方公共団体に属する非現業の一般職の地方公務員が組織する地方公務員職員団体 当該地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

三 前号の地方公務員職員団体以外の地方公務員職員団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

四 〔略〕

五 前号の混合連合団体以外の混合連合団体 政令で定める人事委員会又は公平委員会

2 〔略〕

〔新設〕

3 中央労働委員会は、前項の規定による事務の処理について、第

る事務の処理について、第五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、公務員労働組合等に対し、当該公務員労働組合等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 [略]

(中央労働委員会による再審査)

第十条の二 中央労働委員会は、第五条、第六条及び第八条の規定による都道府県労働委員会の処分を取り消し、承認し、若しくは変更する完全な権限をもつて再審査し、又はその処分に対する再審査の申立てを却下することができる。この再審査は、都道府県労働委員会の処分の当事者である公務員労働組合等の申立てに基づいて、又は職権で、行うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により再審査を行う中央労働委員会について準用する。

(財産目録及び構成員名簿)

五条、第六条又は前条の規定による処分を除き、一人又は数人の公益を代表する委員にその手続の一部を行わせることができる。

(報告、協力等)

第十条 認証機関は、職員団体等に対し、当該職員団体等に係るこの法律の規定に基づく事務に関し必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 [略]

[新設]

(財産目録及び構成員名簿)

第十一条 法人である公務員労働組合等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。

2 法人である公務員労働組合等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である公務員労働組合等について準用する。

(理事)

第十三条 法人である公務員労働組合等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である公務員労働組合等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である公務員労働組合等の代表)

第十一条 法人である職員団体等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならぬ。

2 法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

(理事)

第十三条 法人である職員団体等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である職員団体等の代表)

第十四条 理事は、法人である公務員労働組合等の全ての事務について、法人である公務員労働組合等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である公務員労働組合等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である公務員労働組合等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人である公務員労働組合等の財産の状況を監査すること。
- 二 四 [略]

(通常総会)

第十四条 理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(利益相反行為)

第十七条 法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第十八条 法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。
- 二 四 [略]

(通常総会)

第二十条 法人である公務員労働組合等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である公務員労働組合等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 [略]

(法人である公務員労働組合等の事務の執行)

第二十三条 法人である公務員労働組合等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、全て総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である公務員労働組合等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(法人である公務員労働組合等の解散事由)

第二十七条 法人である公務員労働組合等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 [略]

三 申出法人である公務員労働組合にあつては、国家公務員の労

第二十条 法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第二十一条 法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 [略]

(法人である職員団体等の事務の執行)

第二十三条 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

一・二 [略]

三 第三条第一項の規定による申出により法人となつた国家公務

働関係に関する法律第五条第七項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条第七項の規定による認証の取消し

〔削る〕

四 登記法人である公務員労働組合等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五・六 〔略〕

（法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始）

第二十八条 法人である公務員労働組合等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 〔略〕

（清算中の法人である公務員労働組合等の能力）

第二十九条 解散した法人である公務員労働組合等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

員労働組合にあつては、国家公務員の労働関係に関する法律第五条第七項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し

四 第三条第一項の規定による申出により法人となつた地方公務員職員団体にあつては、地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

五 法人である認証職員団体等にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

六・七 〔略〕

（法人である職員団体等についての破産手続の開始）

第二十八条 法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 〔略〕

（清算中の法人である職員団体等の能力）

第二十九条 解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十条 法人である公務員労働組合等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である公務員労働組合等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である公務員労働組合等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である公務員労働組合等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である公務員労働組合等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継

(清算人)

第三十条 法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだと

いだときは、その任務を終了したものとす。

- 3 前項に規定する場合において、清算中の法人である公務員労働組合等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 [略]

(残余財産の帰属)

- 第三十七条 解散した法人である公務員労働組合等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である公務員労働組合等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 [略]

(裁判所による監督)

- 第三十八条 法人である公務員労働組合等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 [略]

きは、その任務を終了したものとす。

- 3 前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 [略]

(残余財産の帰属)

- 第三十七条 解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 [略]

(裁判所による監督)

- 第三十八条 法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 [略]



(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を認証等機関(申出法人である公務員労働組合にあつては第三条第一項各号に定める機関、登記法人である公務員労働組合にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第四十条 次に掲げる事件は、法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 [略]

二 法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に関する事件

三 [略]

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である公務員労働組合等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である公務員労働組合にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(清算終了の届出)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関(法人である登録職員団体等にあつては第三条第一項各号に定める機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。)に届け出なければならない。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第四十条 次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 [略]

二 法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件

三 [略]

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である公務員労働組合等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である公務員労働組合等）にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である公務員労働組合等及び検査役」と読み替えるものとする。

(申出法人である公務員労働組合の設立の登記)

第四十五条 申出法人である公務員労働組合は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 申出法人である公務員労働組合の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である公務員労働組合等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗すること

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第四十一条及び第四十二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人（監事を置く法人である職員団体等）にあつては、当該清算人及び監事」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

(法人である登録職員団体等の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体等は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体等の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべき事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することが

とができない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である公務員労働組合等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 [略]

四 申出法人である公務員労働組合にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 登記法人である公務員労働組合等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である公務員労働組合等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 [略]

2 法人である公務員労働組合等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である公務員労働組合等がその主たる事務所を他

きない。

(主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記)

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 三 [略]

四 法人である登録職員団体等にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 法人である認証職員団体等にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 九 [略]

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第四十八条 法人である職員団体等がその主たる事務所を他の登記

の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である公務員労働組合等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である公務員労働組合等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を認証等機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これ

所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これ

らの事項を認証等機関に届け出なければならない。

(公務員労働組合等登記簿)

第五十一条 各登記所に、公務員労働組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十二条 法人である公務員労働組合等の設立の登記は、申出法人である公務員労働組合にあつては理事、登記法人である公務員労働組合等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である公務員労働組合等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 [略]

二 申出法人である公務員労働組合にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 登記法人である公務員労働組合等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十四条 法人である公務員労働組合等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない

らの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(職員団体等登記簿)

第五十一条 各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十二条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体等にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 [略]

二 法人である登録職員団体等にあつては、理事の資格を証する書面及び第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(解散の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合に

場合にあつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十一条、第五十二条、第九十九条第一項、第一百条第三項、第一百三十二条から第三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、法人である公務員労働組合等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七条中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」の「とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者

あつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第五十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二、第十九条の三、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十四号及び第十五号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第五十一条、第五十二条、第九十九条第一項、第一百条第三項、第一百三十二条から第三十七条まで及び第三百三十九条から第四百八条までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商号」とあるのは「名称」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第十二条の二第五項中「営業所(会社にあつては、本店)」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号及び第五十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第二十七条中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」の「とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一項第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者があ

がある場合を除く。」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と、同法第六百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第六百四十五条」とあるのは「公務員労働組合等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第六百四十五条」と読み替えるものとする。

第二節 登記法人である公務員労働組合等から申出法人で

ある公務員労働組合への移行

第五十六条 登記法人である公務員労働組合等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定により認証されたときは、その登記法人である公務員労働組合等は、その認証の日において、申出法人である公務員労働組合となる。

2 前項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合に関する第

る場合を除く。」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と、同法第六百四十六条の二中「商業登記法（）」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第五十五条において準用する商業登記法（）」と、「商業登記法第六百四十五条」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法第六百四十五条」と読み替えるものとする。

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職

員団体等への移行

第五十六条 法人である認証職員団体等が国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定により認証されたとき又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その認証又は登録の日において、法人である登録職員団体等となる。

2 前項の規定に基づく法人である登録職員団体等に関する第四十

四十七条第一項及び第五十二条第二項の規定の適用については、第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員の労働関係に関する法律第五条の規定による認証」とする。

3 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記においては、当該申出法人である公務員労働組合となつた登記法人である公務員労働組合等の名称及び主たる事務所並びに登記法人である公務員労働組合等が同項の規定により申出法人である公務員労働組合となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく申出法人である公務員労働組合の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた登記法人である公務員労働組合等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第五十七条 法人である公務員労働組合等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一～六 〔略〕

七条第一項及び第五十二条第二項の規定の適用については、第四十七条第一項第四号及び第五十二条第二項第二号中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員の労働関係に関する法律第五条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定による認証又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体等となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体等となつた旨をも登記しなければならない。

4 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体等の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第五十七条 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一～六 〔略〕